

# 會報

第662号

2023年11月1日発行

一般社団法人  
監査懇話会

編集発行人 太田 剛  
<https://kansakonwakai.com>

## 第362回監査セミナー

2023年9月21日

演 題：監査等委員会設置会社と比較した監査役会設置会社の利害得失の再検証

講 師：青山学院大学法学部教授

弁護士法人 早稲田大学リーガル・クリニック弁護士 浜辺 陽一郎氏

### はじめに

現状において、監査等委員会設置会社への移行、導入・採用が進んでいる。その状況は<表1>の通りである。これを見ると、監査役制度は、少しずつ減少の方向のようである。なぜこうした動きが進んでいるのであろうか。かねてから、その背景には、「監査役は必要か？役に立つのか？」という根本問題があった。もとより、ガバナンス改善に向けた問題意識としては、取締役会の「監督」は機能しているか、という問題のほか、監査役等の「監査」は機能しているか、社内昇進の取締役だけで、客観的な評価としての「監督」ができるかといった基本的な問題があった。そして、海外の投資家等に対して、どう説明できるかという問題が、グローバル金融市場からの要請として付け加えられ、近時はサステナビリティ等の課題に向けた取り組みも求められている。

### <表1>

2020 年度株主総会白書 調査対象

監査役会設置会社 70.4%、 監査等委員会設置会社 26.0%

2022 年度株主総会白書 調査対象

監査役会設置会社 64.5%、 監査等委員会設置会社 31.9%

東証プライム	64.2	30.7
東証スタンダード	63.9	35.8
東証グロース	71.0	27.5

2023 東証ガバナンス白書、東証上場会社

監査役会設置会社 60.7%、 監査等委員会設置会社 36.9%

## 1 監査役制度の限界と監査等委員会設置会社導入の背景と意義

### 1) 背景事情

ここで監査等委員会設置会社の構想が現れた背景には、監査役制度に対する失望と誤解、社外取締役の推奨、モニタリング・モデルの推奨といったことがある。特に、モニタリング・モデルによって取締役会の監督機能の強化が模索された。

その結果、監査等委員会設置会社には、指名委員会等設置会社における指名委員会・報酬委員会がない代わりに、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べるとか、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べるといった職務が盛り込まれた。

こうして、現行会社法では、公開大会社の機関設計の選択肢として、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社が提示されることに至った。

### 2) 社外取締役の選任義務

令和元年会社法改正により、監査役会設置会社も、公開大会社の有価証券報告書提出会社を対象として、社外取締役の選任が必要とされる。助言・質問などをする機能は、会社のことを知らなくてもできるので、社外取締役には、経営全般の監督機能や利益相反の監督機能が期待された。

もっとも、この義務化が実現した背景として、社外取締役及び社外監査役に関する規律の修正が平成26年会社法改正で行われた点も見逃せない。「重要な取引先」からの派遣は社外扱いが可能であり、特別な利害関係を有する親会社関係者等についても、利害関係がなくなれば社外者になれる所謂「現役要件」で「現役でなければオーケー」「十年たったら関係が薄くなるだろうからいい」（衆議院法務委員会第12号平成26年4月16日奥野副大臣答弁）といった形で、社外取締役を採用しやすくなった。

## 2 機関設計の比較・対照分析から読み解く監査役会設置会社の不都合な真実

### 1) モニタリング・モデルの意義

公開大会社における前記3つの機関設計の選択肢のうち、取締役会で重要な業務執行の「事前チェック」が必要とされるのは監査役会設置会社だけとなる。監査役会型における広範な「重要な業務執行」の決定権

限の委譲に関する条項が会社法 362 条 4 項にあるが、そこで列挙された項目は例示列挙であるため、取締役会で日常の業務執行の決定のために要する負担が大きい。

これに対して、モニタリング・モデルでは、この権限委譲が可能となるので、その意味での規制緩和がされた監査等委員会設置会社は、そうした負担から免れることが可能である。

この点は、新型コロナ禍では時々刻々と状況が変化し、臨機応変に想定外の事態に的確に対応するため、重要な意思決定を迅速に迫られるような、激変する経営環境では、重要な業務執行の意思決定について大幅な権限移譲が認められるモニタリング・モデルのほうが、より適合しやすくなった。監査等委員会設置会社では、執行役は置かれないが、業務執行取締役への権限委譲範囲は拡大可能になったので、業務執行取締役や執行役員が執行役に近づけるようになったと考えられる。

## 2) 独任制の有無

監査等委員の権限に独任制はない。この点は、指名委員会等設置会社の監査委員と同じである。監査役は、独任制が認められ強大な権限が認められており、調査権について制度的な裏付けが脆弱な社外取締役と比べると、個々の取締役にはないが、監査役は持っている権限としての広範な調査権限（会社法 381 条）が極めて大きな意義を有している。また、同法第 383 条で定める監査役の意見陳述義務や、監査役による取締役の行為の差止めを定めた同法第 385 条も、極めて大きな意義を有する。これを監査役会の決議の拘束力という点から見ると、監査役会の決議では、個々の監査役の権限行使を妨げることはできない（会社法 390 条 2 項 3 号）。

## 3) 分配特則規定

監査役会設置会社では、分配特則規定の適用を受けるには、取締役の任期を 1 年にする必要がある。分配特則規定（会社法 459 条）により、剰余金の配当、自己株式の取得等について取締役会で決議でき、さらに、同法 460 条により、株主総会から、その権限を奪うこともできる。取締役会で剰余金配当を決定できれば、株主総会の完全延期という選択肢も採用しやすいので都合が良い。

## 4) 監査等委員会設置会社の甘味剤

監査等委員会が事前に承認をすると会社法第 423 条第 3 項に定められた取締役の任務懈怠の推定規定が適用されない。これは、監査等委員会設置会社の導入を促すために政策的に採用されるもので、監査役型のみならず指名委員会等設置会社にもない特典である（当時の谷垣法務大臣の答弁、衆議院法務委員会第 14 号平成 26 年 4 月 23 日参照）。



## 3 監査役と監査等委員において共通する職責

### 1) 日本監査役協会の監査役監査基準（2022 年 8 月 1 日最終改定版）

監査役監査基準第 2 条 2 項では、「会社の迅速・果敢な意思決定が可能となる環境整備に努め、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役又は使用人に対し能動的・積極的な意見の表明に努める」としている。似たような表現は、コーポレートガバナンス・コードの【原則 4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】でも、「その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである」としている点が注目される。

### 2) 監査役会と監査等委員会による組織的監査の違い

内部統制部門を「使いこなす」と言われる意味については、正確に理解する必要がある。基本的に、監査が、「質問、説明を求める」行為を含み、意見陳述、勧告までは可能だが、指揮・命令まではしない点に特徴がある。これに対して、業務執行取締役が、指揮・命令権限を有する。そうすると、監査役も監査等委員も、内部統制部門を「使いこなす」ということの意味に大きな差異はないはずである。

むしろ、監査役会と監査等委員会の効果的運用・活用の必要性は同じであろう。例えば、監査役監査基準第 8 条は、監査役会を定期的を開催することを求め、内部統制部門の使用人又は会計監査人その他の者に監査役会への出席を求め、説明を求めると定める点は、監査等委員会でも同様であろう。むしろ、重要な問題は、何回、会議を開催するかではなく、いつ、即ち、取締役会の前か後か、どちらで開くのが重要なポイントである。

オリンパスの巨額損失隠しに関する「監査役等責任調査委員会」報告書によれば、「監査役らは、本件取締役会終了後の同日に開催された監査役会において『これまでもいくつか案件があったが、分析がなかったのでは。』『取締役は業界が違い過ぎて良し悪しが判断できないのではないか。』『リスクを開示していない

ように見える。リスクを含め議論すべき。』と、問題意識を持って議論を行ってはいらぬものの、当該議論を踏まえて改めて取締役会の開催を求める、再調査を行う、あるいは本件取得行為の差止請求を検討するまでには至らなかった。よって、監査役4名には本件取締役の意思決定における善管注意義務違反を看過した点に善管注意義務違反があるというべきである。」という記載が見られる。

組織的・効率的監査の必要性が同じであることから、いずれの会議体においても、取締役会の前に会議を開いて、十分な準備をすべきであろう。監査役監査基準で内部監査部門等との連携による組織的かつ効率的監査の必要性が強調されている点からしても、組織的監査は、監査等委員会の専売特許ではないのである。例えば、内部通報制度の活用についても、監査役会と監査等委員会においても、その活用の仕方に大きな違いはないだろう。

### 3) 期中監査と期末監査における職務のあり方

一般に、期中監査は、予防監査、事前監査、妥当性監査が重要であるのに対して、期末監査は、どうしても摘発監査、事後監査、適法性監査に傾斜することになる。近時、事前予防のための予防監査が重視されていることからすると、事後チェックの重要性以上に、期中監査において「監査基準」に従って、ベストを尽くすことが求められ、場合によっては辞任も辞さない毅然とした姿勢を貫く必要性は、監査役と監査等委員で大きな違いはないと考えられる。

もっとも、監査等委員会設置会社では、監査等委員による実査は不要とされ、指名委員会等設置会社の代替策として登場した委員会型の第二類型とされる関係で、常勤監査等委員が推奨されることもない。監査の実効性を確保するための内部統制の仕組みについては、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の一環として、監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化を図るとともに、その運用状況の概要を事業報告の内容に追加されている点に留意する必要がある。

### 4) 外部監査人との連携の重要性

監査役監査基準にも、会計監査人との連携が第48条で定められているが、この点の重要性についても、監査等委員会設置会社と比較して大きな違いはない。そして、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の状況を踏まえて、会計監査人の再任の可否を毎年判断する必要がある点も、機関設計による違いはない。

### 5) 内部監査部門との連携

一般に、内部監査部門は権限が弱く、強力な権限を有する監査役が対応・カバーする必要性が大きいといえる。ただ、「例えば、日常反復継続して発生する低リスクの定型的取引に係る特定の統制の運用状況の検証などについては、内部監査人等による評価作業にお

いて抽出されたサンプルの一部を利用することができる」とされる。今後は、いずれの企業においても、内部監査部門のインセンティブ、意欲・能力をいかに高めるかが課題であるといえよう。

## 4 裁判例に見る監査役と監査等委員の責任

### 1) 監査役と監査等委員の善管注意義務と忠実義務

いずれについても、会社法に基づく責任では、善管注意義務違反等の「任務懈怠」が問題とされ、金融商品取引法に基づく責任においては、「相当な注意」を用いたかが問われ、倒産等に至った場合には損害賠償査定に服することになる。

ただ、善管注意義務の認定については、業務執行取締役の意思決定に関与した場合に、何らかの責任が生じるリスクがある[例えば、大阪高裁判決平成18年6月9日(判例タイムズ1214号115頁、ダスキン事件、最高裁平成20年2月12日判決で確定)を参照]。

### 2) 監督(監視)義務を尽くすとは?

監査役を辞任しても義務から解放されるわけではない。新たな監査役が選任されるまでは義務が残るので、自分の手に負えない場合には、新しい監査役、仮監査役選任を求めるほかない。監査役等の具体的な行動規範は、監査役監査基準を参考に考えることが有用であり、これは事実上、裁判規範ともなっている(例えば、ニイウスコー監査役に対する金商法の虚偽記載責任訴訟、東京地裁判決平成25年10月15日参照)。

監査役監査基準は、企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会に関して、第28条において監査役が、「当該企業不祥事の実態関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する取締役及び調査委員会の対応の状況について監視し検証しなければならない」とした上で、第三者委員会の設置の勧告を行い、あるいは必要に応じて外部の独立した弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げるなど、適切な措置を講じる旨を定めている。

こうした対応は、株主による提訴請求に対する対応や、不祥事が発生した場合の有事対応でも重要であり、その対応が新たな任務懈怠リスクを孕んでいる。しかし、裁判例においては、東芝事件(東京高判平成28年12月7日、東京地判平成28年7月28日、金融・商事判例1510号47頁)において、委員会設置会社(当時)である東芝の元従業員株主の取締役らに対する損害賠償請求の提訴請求を行った事例で、提訴請求を受けた監査委員の善管注意義務・忠実義務の違反の有無については、当該判断・決定時に監査委員が合理的に知り得た情報を基礎として、「監査委員が同訴えを提起しないと判断・決定したことをもって、当該監査委員に善管注意義務・忠実義務の違反があるとはいえない」と判断されているように、事実上、監査委員の責任追及がされる場合は限定的なものとなる可能性がある。

### 3) 第三者に対する責任

監査役については、名目的であることは監査役としての義務を免れさせるものではないとしたうえで、監視監督義務等を尽くしていれば訴外会社の代表取締役の善管注意義務違反行為を防止しえた場合等、任務懈怠、任務懈怠について重大な過失、損害との因果関係があるとして、会社法 429 条 1 項に基づく損害賠償責任が認められる事例が少なくない。

また、大阪地裁判決平成 21 年 1 月 15 日確定（労働判例 979 号 16 頁、昭和観光事件）において、裁判所は、「取締役及び監査役の善管注意義務ないし忠実義務は、会社資産の横領、背任、取引行為などの財産的範疇に属する任務懈怠だけでなく、会社の使用者としての立場から遵守されるべき労働基準法上の履行に関する任務懈怠も包含すると解すべき」とした上で、代表取締役は、会社が倒産の危機にあり、割増賃金を支払うことが極めて困難な状況にあったなどの特段の事情はなく、労基法 37 条違反を認識しているか、認識していないことに重過失があり、また、他の取締役及び監査役についても、時間外手当請求があることを知りながら、放置した場合に悪意または重過失があるとして第三者責任が認められたケースも出ていることに注意する必要がある。

### 4) 監査報告の義務と責任における留意点

監査報告については、監査役会設置会社の場合、各「監査役監査報告」に基づいて「監査役会監査報告」を作成する（会社法施行規則 130 条）のに対して、監査等委員会設置会社の場合、委員会の監査報告を作成し、少数意見があれば付すことができる（同規則 130 条の 2、監査委員会も 131 条）とされているだけなので、監査役の方が個別の監査役の負担がより大きいと考えられ、報酬のあり方においては、本来、この点も考慮すべきではないかと思われる。

## 5 取締役会における役割の違い

### 1) 監査役・監査等委員の出席義務と意見陳述義務

取締役会の役割の違いに伴う意見陳述の違いは、議題が異なることに伴う違いとして現れる。モニタリング・モデルの会社においては、監査等委員は、取締役として意見陳述するが、監督に重点を置いた議論となり、業務執行の決定の監督が直接にできるとは限らない。他方、監査役会では、取締役会で重要な業務執行の決定がされるので、業務執行の決定について、その場で監査し、妥当性監査も重要な仕事となる。今後は、任意の指名・報酬委員会も活用されるようになるので、実務の選択肢は多様化することが考えられ、それぞれの立場により、発言の着眼点が異なるのは当然のことであろう。

### 2) 常勤と非常勤の役割分担

監査役の場合、常勤と非常勤監査役の役割分担が重要であるが、監査等委員の場合にも、常勤者がいる場

合には、役割分担を上手く行うことが重要になる。

### 3) 適法性監査と妥当性監査

この点において、監査役の監査と監査等委員による監督に実質的な差異を設けるべきではない。一部に見られる「適法性監査」強調の傾向は問題があり、議論が混乱する原因となっている。現在の法令の下においては、監査役職務は、部分的に妥当性監査にも及ぶというのが現在の多数説と見ることもでき、少なくとも予防監査の局面においては、原則的には適法性監査にも及び、監査報告が適法性監査の範囲で行うのが原則であることと区別して考える必要がある。

### 4) コーポレートガバナンス・コードへの対応

上場会社では、コーポレートガバナンス・コードへの対応が求められる。監査役監査基準は第 4 章でコーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応を求め、第 14 条は、「コーポレートガバナンス・コードの適用を受ける会社の監査役は、その趣旨を十分に理解したうえで、自らの職務の遂行に当たるものとする」等と定め、「監査役は、指名・報酬委員会等について、独立性確保の観点から参加を求められた場合には積極的に検討するものとする」ともしている。さらに、監査役監査基準は、株主との建設的な対話についても、第 15 条を設けている。

### 5) 役員報酬に対する監査

伝統的には、取締役の報酬規制は「お手盛り防止」が目的であり、監査役の報酬規制は監査の独立性を確保する目的であり、株主は個別の役員にどう分配されるかに関心は低く、代表取締役への再一任も許容、と説明されてきた。しかし、日産ゴーン事件のほか、東京高判平成 30 年 9 月 26 日確定のユーシン役員報酬株主代表訴訟等において、報酬のあり方についても問題意識が高まってきた。

取締役の報酬規制が「お手盛り防止」だけでは、会社からは取締役の報酬は安ければ安いほど会社の利益が守られるという話にしかならない。そこで、日本でも、会社の収益を拡大させていくインセンティブを働かせることが期待され、令和元年の会社法改正で、取締役等に関する規律の見直しの一環として、「取締役等への適切なインセンティブの付与」という観点から、取締役の報酬等に対する規律が改められた。

## 6 まとめ

今後も、経済産業省のコーポレートガバナンスに対する検討状況や、グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（グループガイドライン）、金融庁における検討などを参考に、監査役や監査等委員の職務の質的向上に向けて取り組んでいくことが重要である。（本要旨は講師の浜辺陽一郎先生からご寄稿いただきました）

## 参考文献

『図解コンプライアンス経営（第5版）』（東洋経済新報社 2023年）  
『企業改革への新潮流 法務コンプライアンス実践ガイド』（清文社 2021年）

『現代国際ビジネス法 第2版』（日本加除出版 2021年）  
『図解 新会社法のしくみ（第4版）』（東洋経済新報社 2020年）  
『執行役員制度（第5版）』（東洋経済新報社 2017年）

# 第801回講演会

2023年9月6日

**演 題：アベノミクスを貫徹せよ –その実績と今後の課題–**  
**講 師：明治学院大学客員教授、国家基本問題研究所理事、  
元内閣官房参与、元駐スイス大使 本田 悦朗氏**

## 1. アベノミクスから見た日本経済

バブル経済崩壊（1990年）後も暫くは経済成長していたが、1997年に起きたアジア通貨危機、北海道拓殖銀行等の金融機関の破綻、そして3%から5%への消費税増税、この三つの出来事を契機に消費者物価が下がり始める。物価が下がるとは、相対的に通貨の価値が上がることであるが、将来とも物価が下がることを見越して人々は貯蓄を増やし消費を抑えるようになる。本来お金は、財やサービスを購入することによって生活を豊かにするための手段であり、我々の生活が豊かになるには財やサービスの購入、消費が活発に行われることが必要である。しかし物価の下落が、消費の低迷、売上げの低下、設備投資の抑制、そして賃金の停滞、雇用の悪化を招き、これがさらなる物価の下落、消費の低迷を招くという悪循環に陥ってしまった。

1998年以降、「失われた30年」といわれるデフレ状態に陥る。その結果、G7の中で実質GDPの伸びは、イタリアに並んで最下位、名目GDPは500兆円台前半でほとんど伸びず低迷している。平均賃金（年収）も400万円程度とほとんど伸びず、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスよりはるかに下になり、最近ではシンガポール、台湾、韓国にも負けてしまっている。

2013年以降アベノミクスが始まり、名目GDPは2012年の520兆円台から2019年前半の558兆円まで緩やかに回復した。しかし、この間も2014年の消費税増税（5%→8%）により一旦下落し、その後徐々に回復したが、2019年10月の再度の増税（8%→10%）により再び下落している。消費税の増税は、消費に罰金をかけるようなもので、経済が順調に回っているインフレ期ならまだしも、デフレからの脱却を目指す回復期に増税するとダメージが大きく成長を阻害する。

その後のコロナ禍で2020年の名目GDPは500兆円まで下落した。コロナ禍が沈静化し、ウクライナ戦争以降、世界的なインフレ傾向にある中でGDPも徐々に回復してきたが、消費税増税前の558兆円レベルまでは回復していない。個人消費も同様である。日銀の見通しでは、実質GDPは、今年度は1.3%、24年度1.2%、25年度1%とゆっくりとした成長しか見込ま

れず、欧米のような急速な回復は見込まれていない。

今後、日本経済が回復できるかどうかの最大のポイントは賃金上昇にある。今年の春闘では、企業経営者も輸入物価の上昇による物価上昇を考慮し、正社員で3.6%、パートで5%と、30年ぶりの高い賃金上昇が見られたが、これが今後も続くかが課題である。輸入インフレにより、デフレマインドが改善し、企業経営者の賃金引き上げの動きが継続して、物価上昇を上回る賃金上昇（実質賃金の上昇）が実現し、物価安定、生産性拡大への好循環が始まるかが今後の鍵となる。

## 2. アベノミクスとその実績

アベノミクスが始まる前までは、デフレの原因は、少子化や時代遅れの日本的経営、グローバル化への不適合といった供給側の構造問題と理解されていた。いわゆる「新自由主義」といわれるもので、対策として規制緩和・民営化・緊縮財政等の構造改革が必要と主張され行われてきた。それが正しければ、デフレから脱却していたはずである。しかし新自由主義的な政策が続けられた結果、需要不足が長期間継続し、デフレマインドが定着し、結果として供給側の問題、投資不足による生産性低下や労働市場の硬直化なども招来してしまった。あくまで、デフレの真の問題は「慢性的需要不足」であり、「構造問題」ではない。

これを克服するためには、①まずは需要を強化するためのマクロ経済政策に最大限注力する「政策レジームの転換」、②物価安定の具体的な数値目標を設定し（2%）、その実現に向けて確固たる「コミットメントを継続」、③そのためには、国民の「予想に働きかける」ことが重要で、予想インフレ率を引き上げて予想実質金利（=名目金利-予想インフレ率）を低くしながら、財政出動を組み合わせる、④需給ギャップが縮小してきたら、競争環境に留意しつつ、規制改革を進め、民間投資を誘発する政府インフラ投資を活用する。これが「アベノミクスの核心」である。政府投資を強調するのが「新しい資本主義」である。

具体的には、第一の矢として大胆な金融緩和（金融政策）、第二の矢として、需要喚起のための積極的な財政出動（財政政策）を行い、第一の矢、第二の矢が



ある程度進展して需要が出てきたところで、第三の矢として民間投資を喚起する成長戦略（規制緩和等）を行うこととした。

金融緩和と財政出動の連携は極めて重要である。金融緩和でマネタリーベースを増やし低金利を実現しても、それが投資に回らず貯蓄に回ってしまうと効果は薄れてしまう（流動性の罨）。マネタリーベースをいくら増やしても、マネーストックは自動的に増えない。企業は先行きの経済が良くなるという見通しが立たないと、銀行から融資を受けて投資するマインドが起こってこない。しかし低金利を実現し、その時、政府が財政出動すれば、需要を増やしGDPを増やす効果は大きく、経済が良くなるという見通しも立ち易く、民間投資も増え経済の好循環が始まる。

アベノミクスの効果はまず、労働市場に現われ、就業者数（2012年6280万人から2019年6724万人へプラス444万人）は顕著に増加し、失業率（4.3%から2.4%へ）は大幅に低下した。有効求人倍率も0.8から1.6へ改善した。しかし、前述したとおり、二度にわたる消費税の増税とコロナ禍により、デフレからの脱却は道半ばの状況にある。

インフレ目標2%は達成されていない。最近の物価高により、物価目標の2%を超えているという意見もある。23年6月のコアCPI（生鮮食品除く）は3.3%、コアコアCPI（生鮮食品・エネルギー除く）は4.2%と高い数値を示している。しかし、昨年来の物価高は、ウクライナ・ロシア戦争によるエネルギーや穀物の輸入物価の上昇によるもので、これは需要の増大ではなく、供給力が抑制されたことによる物価上昇で、コストプッシュインフレといわれるものである。

本来目指すべきは、需要が増大し供給を上回るデマンドプルインフレである。7月の日銀の展望レポートによれば、今後輸入物価の沈静化により、CPIは24年度、25年度とも1%台後半の低い伸び率になると予想されている。

インフレ目標2%は達成されておらず、金融緩和の継続は必要である。日銀は、黒田総裁から植田総裁にバトンタッチされたが、短期の政策金利「▲0.1%」や長期金利を0%程度に操作するイールドカーブコントロール（YCC）を維持している。長期金利の変動幅は、昨年12月に黒田総裁のもとで±0.2%から±

0.5%に引き上げられ、今年7月に植田総裁は、1%まで許容する運用（YCCの柔軟化）を始めた。しかし直前までは0.4%程度で推移しており、1%まで引き上げたのは時期尚早と思われ、金利を押し下げ、景気を良くする方向への圧力をかけ続ける必要がある。

需要不足がどの程度あるかを見る指標として、GDPギャップがある。これがゼロを下回ると供給より需要が少ない状態とされる。1998年以降、ほとんどの期間はゼロ以下で推移している。アベノミクスにより一時プラスに転じたが、コロナ禍で大きく落ち込み、最近になってようやくプラスに転じたところである。経験則からインフレ率2%を達成するためには、GDPギャップは4%程度（金額ベースで20兆円程度）必要といわれている。目標を達成するのに半年や1年では無理で2～3年はかかると見ておく必要がある。消費税の増税をすればさらに遠のくことは確実である。

最近の消費者物価の上昇は、コストプッシュ・輸入インフレの要素が大きい。これにより経営者のデフレマインドが減退し、設備投資の増大や賃金の持続的上昇につながれば、安定した成長軌道のもとでの経済の正常化が期待される。

### 3. 「財政の健全化」とは何か

デフレからの脱却のためには、金融緩和と積極的な財政出動が不可欠である。しかし、巨額の政府債務の累積によって、財政破綻の危機を強調する主張も根強い。財務省、日本の学者の多数、政府は基本的に緊縮基調である。政府は、2025年度の「プライマリー・バランス（PB）の黒字化目標」（経費歳出を国債ではなく税収だけで賄っている状態）を維持している。

しかし1990年代以降、国債は低金利で推移しており、国債利払い費の対GDP比はG7で最も低いグループに属している。今後、経済が正常化すれば国債の金利も上昇するが、急激に増加するわけではなく、過去に発行された国債の利払いは変わらず、新規に発行する国債の利払い分だけが増えていく。その際には、経済も良くなり税収も相当上がっていることが予想され、税収増による補填は十分可能である。これが財政の正常化である。

「財政の健全性」は定義が困難な概念であるが、これを「財政の持続可能性」と置き換えて考えてみる。重要なことは、政府債務残高/名目GDP、これを「債務比率」というが、この数値のレベルではなく、この数値が将来に向け「収束」しているか「発散」しているかで「財政の健全化は」判断されるべきである。発散を続けると、将来、債務比率は無限大になるので、そのような財政は持続可能ではない。しかし下方に収束していれば心配いらない。下方に収束するためには、債務比率の分子、債務残高は毎年利払い分だけ増えるのに対し、分母の名目GDPは毎年経済成長する分だけ増えるので、債務残高が下方に収束するためには、名目成長率>国債金利となればよい。

とりあえずPBは無視しているが結論に大差ない。

PBは単年度だけの話であるのに対し、債務比率は過去の長年の蓄積で決まるものであり、PBを考慮しても、ある単年度のPBの赤字が翌年度の債務残高に付加されるだけで、所詮単年度の話なので、全体の動きに大きな影響は与えない。国債金利と名目成長率の大小関係でこの債務比率の方向性、収束するか、発散するかは決まってくる。

この債務比率のことを**ドーマー条件**という。著名な経済学者であるオリヴィエ・ブランシャールが展開しており、**世界標準の考え方**である。しかし財務省はこれを認めていない。日本、アメリカ、イギリスの過去をみても、成長率が金利を上回る傾向は歴史的に見られ、特に高度成長時代はこの傾向は強くなり、デフレ期を除き概ねこれが満たされている。日本は、デフレになってから成長率が金利を下回る状況であったが、アベノミクス以後は、コロナの一時期を除いて成長率が金利を上回り**持続可能性**を回復している。

経済が成長すると税収が伸び、財政も健全化する。財政が健全化するためには、税収が伸びることが不可欠である。税収弾性値（GDPが1%伸びた時、税収が何%伸びるか）を見ると、経済が成長している時、成長率以上に税収が伸びることは明らかであり、逆に伸びなければダウンする。経済成長し景気が良くなれば、法人税も所得税も消費税も伸びる。経済成長することが、財政健全化の早道である。「**経済成長なくして財政再建なし**」である。

財務省は、防衛力の強化や少子化対策など財政支出を増やす話になるとすぐに増税を持ち出すが、経済の回復期に増税すればGDPが伸びなくなり税収弾性値が失われる。過去の消費税の増税をみれば明らかである。増税は、経済成長を阻害し財政再建に対してはマイナスに作用する。**まずは、経済成長である。経済正常化途中で、増税（特に消費税）増税は「禁じ手」である。**

#### 4. 経済成長の実現－日本の実力は本当に地に落ちてしまったのか？

バブル崩壊以降、デフレ経済が続く中で日本はイノベーションを起こす力が失われたのではと懸念されている。イノベーションを測る指標として**技術進歩率**が用いられることがある。

技術進歩率を直接測ることは難しく、通常、**潜在成長率（成長力）から資本ストック増加率と労働投入増加率**を差し引いた残差項として算出される。潜在成長率も実際に計算するのは難しいが、日銀と内閣府は過去の成長率（需要によって決まる）の平均をベースに算出している。デフレ状況のなかで需要が足りず成長率は低迷しており、そのため潜在的な成長力は実力以上に低く見積もられている。

しかも需要が少ない中で資本ストック（工場、建物、機械設備等）や労働投入（就業者数、1人当り労働時間）を増やすと実際の稼働率（ex 店員一人当たり売上高、設備の1時間当たり生産量）や労働時間、売上高は、投資額や規定上の労働時間よりも少なくなり、

差し引く金額が過剰となって**技術進歩率は過小評価**される。過去の数値を見ても、高度成長時は高く2000年代以降は低くなっている。これを見て成長力や技術力、イノベーションの力が落ちていると見るのは早計である。

需要不足（デフレ）では、技術進歩率も労働生産性（GDP/就業者数）も小さく出てしまう。潜在成長率が落ちたのは、需要が落ちたため技術力が落ちたためではない。

まずは**政府の力で需要を拡大**し、デフレマインドの払拭を図ることによって、**民間投資を喚起**するとともに、官民が協力して最先端の技術（AI、ロボット、ITなど）の開発、活用に取り組み、イノベーションを起こす力を呼び覚まし、**経済成長の実現**を図ることが求められる。

#### 5. 少子化対策と将来に向けての展望

日本の人口は、減り続けている。少子高齢化で生産労働人口も減り続けている。生産労働人口を維持していくためには、移民を入れるか出生率の低下に歯止めをかけるかしかない。政府は今年中に**少子化対策**をまとめると言っているが待ったなしである。児童手当の拡充など子育て支援、男性の子育てに対する意識改革も必要であるが、**若者が結婚しやすい状況**をいかに作るかが重要な課題である。

1990年代以降、低所得者（年間所得350万円以下）が増え、中高所得者が減少する傾向が続いている。特に中間層（年間所得400～800万円）が減少している。いわゆる**ワーキングプア問題**である。若者が将来の自分の人生設計ができるような社会、何歳ぐらいには所得がこのくらい増えていると予想できるような社会を作っていくことが、希望を持てる日本社会の出発点である。

**賃金が伸びなくては、結婚もできず自分の人生設計もできない。**デフレから脱却し長期停滞から脱出しなければ賃金も伸びず、ワーキングプア問題も解決しない。デフレから脱却し、**賃金が伸び安定成長につながっていく社会**が実現できるか、今がその瀬戸際にある。日本が魅力を取り戻し、未来に希望を持てる社会を作るために、「**アベノミクスの貫徹**」が求められる。

（講演後の質疑応答について）

質問：1270兆円を超える国債残高（借金）は、今年の当初予算が114兆円であり、とても返せるレベルではないのではないか。

講師回答：マイクロでは、償還期限がきた国債については、借換債によりすべて償還されており問題ない。マクロでは、講演で説明したように債務比率についてドーマー条件が満たされておれば、財政の持続可能性は保たれており心配の必要はない。また自国通貨建の国債がデフォルトすることはない。これまで破綻した例は、自国通貨建てでないドル建て、あるいはギリシアのような共通通貨ユーロ建てである。イギリスのように、償還期限のない永久国債を発行している国もある。

借換債で返すとは、新規に発行する国債を既発の国債の償還財源にすることである。結果として、償還期限が延長されるだけで債務残高は減らない。しかし、国は個人（家計）とは違い寿命は永久であり、国が存続する限り、借換債で延長すれば済む話である。一方、個人は寿命があり、死ぬ前に借金は返さないと孫や子へ引き継がれるので返さないとまずいことになる。

財務省は、国債残高を国民の借金と言い換えて、国民一人当たり 800 万円、1000 万円の借金がある、こ

れが孫、子へ引き継がれるというプロパガンダを行い、あたかも、国債は国民の税金で返さなければいけないという考えを浸透させ、国民の財政に対する不安、危機意識を煽ってきた。財務省に同調するマスコミ（テレビ、新聞）は、今もその論調である。しかし国債は、政府の借金であって、国民の借金ではない。いつか国民が税金で返さなければいけないという考えは間違っている。国の財政と家計を混同してはいけない。

（文責 小坂紀夫）

## 第578回研修見学会

2023年9月7日

### 赤城乳業（株）本庄千本さくら「5S」工場・本庄早稲田の杜ミュージアム・忍城址

当日体調不良でドタキャンが出ましたが、参加者 24 名で鍛冶橋駐車場をほぼ定刻の 8 時過ぎに出発。募集の 30 名には届きませんでした。現役の監査役 7 名が参加。うち初参加の方が 4 名。

コロナ禍で 2019 年 4 月のカゴメ（株）茨城工場以来久々の工場見学。赤城乳業の工場見学はインターネットのみの予約受付で、且つ各回 15 名。研修見学会野村元委員長の人脈で同社元専務（現顧問）の井上孝二氏をご紹介して頂き、同社への下見の際、当会の希望を申入れした結果、30 名枠での見学を了解して頂きました。

工場見学の内容は、同社の概要説明・注意事項を DVD の映像で鑑賞後に工場の製造ラインに移動。下見時の打合せでは 2 班に分ける予定でしたが全員一緒に見学。検査室 ➡ 作業着展示コーナ（外作業着、構内作業着、製造作業着を仕事内容に合わせて着替える様子を DVD で補足説明）。赤城乳業の歩みコーナで歴代の製品を見学後、製造ラインが見える窓から①&②（ソフトクリーム）➡③（カップ・パフェ）➡④&⑤（ガリガリ君）が全て自動化されたラインを見学。見学用の窓が意外と小さく、説明を聞きながら DVD で補足映像を見ながらの見学は当初不十分かなとの印象がありましたが、個別の質問に対しては都度丁寧な補足説明があり、十分満足できたかと思えます。

見学コース最後のガリガリ君広場での現在製造している製品の試食では、時間内であれば食べ放題の他、ガリガリ君グッズの購入が可能。今回の参加者では 5 個が最高でしたが、同社の記録によると、男性 12 個・女性 7 個が最高との事。また、同工場は医薬品工場のレベルを意識して建築したそうで非常に清潔感のある工場でした。

ガリガリ君を製造している赤城乳業は同族企業で株式を公開していませんが、マイナビ 2024 の赤城乳業の紹介では、売上高 520 億円（2022 年 12 月実績）、従業員 880 名（内社員 412 名）、資本金 10 億 3,400 万

円となっています。

ガリガリ君の年間出荷本数 4 億本オーバー！日本の総人口は？同社はユニークな情報発信による広告で新聞社の関心を取り込み、毎日新聞の 2023 年 8 月 16 日（水）の神奈川県版に「ガリガリ君当たりつきをやめるのをやめました」が掲載されました。帰りのバスで赤城乳業に関して、社名を知らなかった方 4 名、ガリガリ君を初めて食べた方 7 名という結果でした。

赤城乳業の井上顧問からご紹介して頂いた、昼食会場である蕎麦と料理「ろ」は、カーナビに住所を入れても通り過ぎてしまうような木立に囲まれており、店の看板も目立たない地元の人しか知らないようなお店。食事は蕎麦のコース料理。内容は前菜五品盛り合わせ・野菜さらだ・木の子と季節野菜のかき揚げ・もり蕎麦・そば粉で作った甘味。各々量はさほど多くないが、間を置いて出てくるためソコソコの満腹感があつたと思います。

次の見学先である、本庄早稲田の杜ミュージアム（2020 年 10 月 15 日オープン）にほぼ予定通り到着。

同ミュージアムは本庄市と早稲田大学が共同で開設し、運営は本庄市が行っています。事前に学芸員による解説と実際に土器に触れるハンズオン体験を申し込んでおり、二つに区分された本庄市の展示室を 2 班に分かれて「埴輪の世界」と「本庄の歩み」とを二人の学芸員にそれぞれ詳細な説明をして頂きましたが、興味のある方が多かったのか両グループとも活発な質問がなされ、それらに対し懇切丁寧な回答をして頂き予定の 30 分前後が大幅にオーバー。幹事としては時間が気になるところでした。土器に触れるハンズオン体験で、ミュージアム側で意図的に触れると壊れるものが一点だけ展示してあり、最初に触れた方が壊れた土器が元に戻しにくく、一言「焦った！」というビックリなイタズラ？展示がありました。写真の埴輪は、古墳発掘時の状態をそのまま展示している旨説明があり



赤城乳業・本庄千本さくら「5S」工場で



本庄早稲田の杜ミュージアム：出土した埴輪

ました。

早稲田大学展示室では、1971年ジェネラルサーベイ（遺跡調査）をアジア人として初めて調査権を取得し、マルカタ南遺跡の発掘調査で得た資料を用いて、古代エジプト文化をさまざまな視点で紹介したエジプト文化展を自由見学しましたが、若干時間に押された感がありました。

最後の見学先である忍城址（行田市郷土博物館）は1996（平成8）年6月の第326回研修見学会で十条製紙（株）・行田市郷土博物館を訪問以来27年ぶり。

忍城は室町時代にあたる15世紀後半に成田氏により築城された城郭。小田原北条家の支城の一つで、戦

国時代の終わりに豊臣秀吉の関東平定に際し石田三成らによる水攻めを受ける中、小田原城降伏後に開城しました。この忍城の逸話は、和田竜氏の小説『のぼうの城』を原作として映画化され2012年に公開されているので、ご存知の方も多と思います。

忍城は1823（文政6）年には伊勢国桑名から国替えとなった（奥平）松平家が城主となり、明治維新・廃藩を迎えます。1873（明治6）年に忍城は解体されました。忍城址に再建[1988（昭和63）年]された御三階櫓には、郷土博物館の渡り廊下から入ることができ、内部は「忍城と城下町」「近代・現代の行田」を紹介する展示がされていました。

2021（令和3）年10月の第562回研修見学会、「渋沢栄一の史跡とさきたま古墳群」で古墳を登った所から、御三階櫓が遠目に見えたことを思い出し、最上階から古墳群の方向を示した窓から見ましたが、残念ながら分かり（見え）ませんでした。

同博物館は「古代の行田」では縄文時代から平安時代までの様々な時代の集落から出土した土器や木製品・埴輪を展示。「中世の行田」では伝来する城絵図や忍城跡の発掘調査によって発見された資料の展示の他、忍城水攻めの経過についても戦国武将の書状や石田堤の想定図などから知ることが出来るようにしていました。「近世の行田」では徳川家康が江戸に入ると、忍城には徳川家にゆかりの大名が代々城主として入り、絵図類を参考にした城郭と二ノ丸御殿の模型ほか、甲冑や刀剣の現物が展示されていました。「足袋と行田」では近代の行田を支えた足袋産業。江戸時代が最初期とされ、明治・大正時代に機械化が進み、昭和時代に最盛期を迎え、それらに関するミシンや資料が展示されていました。以上集合時間を決めて自由見学。

帰りのバスでは次回の研修見学会・ウォーキング同好会の案内と簡単な自己紹介等々をしながら一路東京駅に向かいましたが、思いのほか渋滞にぶつからず18時過ぎに到着後、現地解散しました。

（主幹事 杉山通人）



忍城址の前で

# 楽友会

## 「第二回 音楽鑑賞会」

昨年10月に開催した第一回音楽鑑賞会の第二回目を「合唱曲の魅力」をテーマに9月13日に開催、21名の参加のもと、平さん（楽友会指揮者・合唱曲の魅力を語る平氏会友）のいつもの人を惹き付ける語り口で、西洋音楽合唱曲の生い立ち、海外・国内の代表的な合唱団の紹介、そして各合唱団の代表曲をCDで堪能しました。

日本は世界的に見ても合唱大国の一つで、現在では日本合唱連盟の加盟登録団体だけでも4000団体を超え、一般団体を加えると全国に数万の合唱団があると言われていたそうです。

今回紹介された合唱団は、ミサ曲・オラトリオ・受難曲・オペラなどクラシック系の大曲を歌う合唱団ではなく、黒人霊歌・民謡・ラブソング・ジャズなどの小品を各団の特色を生かした演奏で聴かせてくれる合唱団ばかりです。平さんが絞りに絞っても24団体・100曲近くなるとの事ですので、2時間ずつ2回に分けて開催する事に致しました。その1回目（今回）について当日の説明概要を下記いたします。（音源をお聴かせ出来ないのが残念ですが）

西洋音楽の合唱曲はグレゴリアン・チャント等教会宗教音楽、ミサ曲から始まったが、近代まで教会では女性が歌うことが禁じられていたため、男性のみで歌い、ソプラノ、アルトのパートは少年やカウンターテナーが歌っていた。18世紀になって教会音楽への女性の参加が一般的になったことにより、次第に男性の影が薄くなった。その為男声合唱曲は少なく、男声曲の中心は世俗曲に移っていった。日本では、戦前は海外の曲の編曲・訳詞による曲が中心であったが、1899年（明治32年）に関西学院グリークラブが発足したのを機に、合唱曲レパートリーが拡大していった。昭和26年（1951年）頃より海外から合唱団が次々と来日し、日本に合唱の魅力を伝え、多くの大学で合唱団が発足した。昭和30年代以降には日本でも清水修・多田武彦など有名な作曲家が男声合唱曲を作りだしたが、多くは宗教曲ではなく、歌って楽しい曲であった。

海外で活躍していた主な合唱団を紹介すると、

### ＜ゴールドンゲイト・カルテット＞

日本での合唱ブームの先駆けで、1934年に発足したワシントンのハイスクール仲間4人の黒人グループ。ホワイトハウスに招かれて合唱を披露した経験を持つ。「シャデラック」、「行けモーゼ」、「川辺に降りて」等の黒人霊歌が有名。

### ＜デルタ・リズム・ボーイズ＞

1935年、ニューオーリンズで大学生の二重唱でス



合唱曲の魅力を語る平氏会友

タートしたグループ。「ドライ・ボーンズ」、「A列車で行こう」、「私の青空」等が有名。特に「ドライ・ボーンズ」は合唱ブームピーク時の人気曲で、半音ずつ上がってそして下がる曲は多くの合唱団が今でもチャレンジしている永遠の課題曲。（楽友会も数年前よりチャレンジ中）

### ＜デ・ボア合唱団＞

1942年、米軍372連隊の素人の兵隊メンバーが慰問演奏で始めた合唱団。1954年には36名で来日演奏した。「懐かしき愛の歌」、「さらば」等。

### ＜ミルス・ブラザーズ＞

床屋の息子4人兄弟で構成。米国で全国的にバーショップカルテットがはやっていたころ、1922年の公開ステージで歌い、一躍有名になった。スイングコーラスのはしりである。「オーパス・ワン」、「ペーパー・ドール」等。

### ＜ドン・コサック合唱団＞

ロシア革命後、1921年にトルコで亡命ロシア人だけで組織した合唱団。ヨーロッパで4年間に約1000回演奏し、その後活動の本拠地をアメリカに移した。男性24名で音域が広い。ロシア民謡「鐘の音は単調に鳴る」等。

### ＜ロシア赤軍合唱団＞

1928年赤軍合唱団として、100人以上の大合唱団として発足。楽器あり、ダンスありで派手な演奏をする。日本にも数回来日。ロシア民謡「黒い瞳」等。

### ＜ミッチ・ミラー合唱団＞

米国では1961年から3年半にわたって放映された人気番組が、日本で1963年から1966年にわたってバラエティ番組として放映され、ユニークな合唱団としてブームとなった。我々に馴染みのある2部合唱曲が多く、高齢化が進んだ楽友会の選曲として「恋人と呼ばせて」、「私の青空」、「聖者の行進」等の曲に数年前から取り組んでいる。

一方、国内の動きとしては1950年代にマイク使用のカルテット（ダークダックス、ボニージャックス、デュークエイセス等）が黒人霊歌、童謡、唱歌、民謡等々多種多様の曲を歌い、大ブームとなった。

また、慶應義塾大学ワグネルソサイエティ合唱団、早稲田大学グリークラブ、関西学院グリークラブ、同志社大学グリークラブ等、100人近い部員の大学合唱団も活発に活動、現在も継続している。

次回の音楽鑑賞会は、「合唱曲の魅力・その2」として、2024年4月ごろ開催予定です。是非、平さんの解説のもと、文京福祉センター江戸川橋視聴覚室のステレオ装置と一緒にCDを聴きましょう。（豊田博之）



合唱曲に聴き入る参加者

## 第 240 回監査懇話会ゴルフ大会

9月10日（日）利根パークゴルフ場で第240回ゴルフ大会が開催されました。酷暑続く強い陽差しの中、56歳から86歳の14名4組が挑戦しました。結果は以下の通りですが、優勝は初参加の浅見さん、2位の神林さんも3位の工藤さんも初参加でした。

今回はコンペバック利用で日曜日の開催でしたが、現役の皆さまの参加機会が増えることが実感できました。久しぶりのプレー後のパーティーは大盛り上がり、ゴルフ場から寄贈されたボストンバッグはラッキーセブン賞として小板さんへ。イノシシやタヌキが応援してくれた素晴らしいコースでした。（関根紳仁）



順位	氏名	OUT	IN	GROSS	HC	NET
優勝	浅見 公一	43	43	86	10.8	75.2
準優勝	神林 比洋雄	48	49	97	21.6	75.4
3位	工藤 政人	48	42	90	14.4	75.6
BG	神保 卓哉	39	41	80	3.6	76.4

## 棋友会

### 秋季合宿に参加して

9月18、19日の両日、棋友会の秋季合宿大会が千葉県鴨川市の鴨川グランドホテルを会場に開かれました。会員は関東近県から集まり、午後から対局が始まりました。ハンディキャップ制の総当たり戦で2日間に亘り行われました。今回は参加出来なかった方が数名おり7名の参加でした。

この大会は優勝者にカップが渡され、優勝者の名前が書かれた帯が付けられて持ち回りとなります。私のような縁台将棋程度の者でも帯が掛っていて、誰にでも優勝できるチャンスがあります。真剣な中にもどこか和気あいあいとした雰囲気があり、気持ちはとてもリラックスしていました。

1日目の対局が終わった後は温泉につかり、会席料理での宴会では将棋談義で大盛り上がりです。美味しい料理で美酒に酔い盛会裡に終わりました。宴会後はカラオケボックスで歌自慢（多少古い年代のヒット曲が多い）もあり、喉が枯れる体験をしました。

朝食は海が見えるレストランでのバイキング。午前中の後半戦、鎬を削る戦いの結果、下村会長の2連覇となりました。終わればノーサイドの「感想戦」。とても楽しい2日間でした。

昨今、藤井名人の活躍もあり将棋ブームの中、初心者の方でも参加でき、将棋以外でも楽しい大会で大変良かったと思いました。次回も楽しみです。最後に、個人的にはレジェンドの羽生さんに100期目のタイトルを取って欲しいと思い応援する日々です。

（鈴木文明）



対局風景



優勝者を囲んで

## みなさんの 広場

## 目から鱗が…

佐藤 政夫

埼玉県飯能市の西武線飯能駅の西北西約20kmに武蔵白岩鉦山があった。鉦山の主峰白岩は標高960mの白色に耀く石灰石が露出していた。この主峰は数年前に露天採掘され姿を消してしまった。

私はこの鉦山の開山（1966年）から終掘開閉までの地質・探鉦に関わっていた。この鉦山との関りは社に在籍中の40年以上になる。この間、私を苦しめていたのは、この石灰石鉦床の成因（成り立ち）が解らないことだった。一体この石灰石はどのようにできたのだろうか。

一般的に、石灰石鉦床の成因は珊瑚礁の珊瑚そのものだったり、有孔虫や貝化石だったりするのだが、40年間に亘り露出岩は無論、坑内切羽や坑道なども注意深く観察していたが、私ばかりでなく、採掘労働者、探鉦技術者、他、すべての人が珊瑚や貝などの化石を発見することができなかった。

40年間以上考えさせられ、解答が見つけれない状態で、定年となってこの鉦山の悩みから解放されたときに、ひょんなことからその正体が明らかになった。それは、退職後のある日突然その景色が眼前に現れたのだ。

舞台の場所はオーストラリアの西海岸だ。大規模珊瑚礁に群がる体長1m以上、体重50キロもあるブダイの群れが、その強力な歯で珊瑚礁を餌にしてバリバリと食べているのだ。そして、その糞が煙のように海水中に漂い沈下してゆく、糞は潮流に流され珊瑚礁から数キロも離れた地点に白砂の砂丘を形成しているのだ。

NHKの「地球！ふしぎ大自然」の番組で放映されたのだ。正に目から鱗が落ちたようだった。

そうか！ この石灰石の正体は魚の糞だったのか！

そう言えば、この白岩鉦山の北北西直距5kmには武甲山と言う大石灰石鉦床があるではないか。ブダイの群れは、武甲山鉦床の珊瑚を餌にしていたのではないか。そして当時の潮流に乗って、この武蔵白岩鉦山の地に魚糞起源の白砂の砂丘を形成したのではないか。古代の夢物語のようなものが現実味を帯びてきた。

また、この石灰石はいろいろな特徴があった。まず白色度が高い、結晶粒子が細かい、珪酸分や酸化アルミナなどの不純分をほとんど含まない高品質石灰石だった。

そのため、ガラス原料や養鶏飼料のカルシウム剤などとしての石灰石としては、高価な取引が可能となった。そして、採掘費が高い石灰石鉦山では稀な坑内採掘がおこなわれてきたのだ。

負の面もあった。魚の糞由来のせい、岩盤強度が弱く採掘時や坑内工事中に落盤等で重大災害もあった。今考えるとこの鉦床の成因が解っていればこれらの事故も防げたかもしれない。

いずれにしても40年以上に亘り総計600万トン以上の石灰石が採掘され貴重な工業製品の原料として活用されてきたのだ。これらの起源が魚の糞だったとは！

今考えると、魚糞は珊瑚礁の近く、あるいは珊瑚礁の中に閉じ込められても不思議ではない。そういう意味では、すでに魚糞起源の石灰石は大量消費されるセメントや鉄鋼原料として、珊瑚礁起源の石灰石に混入消費されているのかもしれない。

この魚糞起源と想定した成因については、資源の有効利用と鉦山保安の両面から、議論されることを期待したい。

（エッセイクラブ2022年6月課題 目から鱗）





## 句遊会

九月詠草

兼題：望月、蟻螂、当季雑詠

望月の石段に影山の寺

石原 克己

足音に歪む望月はらみ潦

佐藤 政百

望の月よべも雲間にまぎれをり

安井 正浩

望月や異国の夜空帰り道

大仲 正敏

望月に木の葉の映える野天風呂

新谷 亮介

葉の色に化けし蟻螂鎌動く

森 邦彦

蒲の穂の揺れ自転車は走り去る

城戸崎雅崇

思ひ出は空白だらけ夏休み

中山 知祐

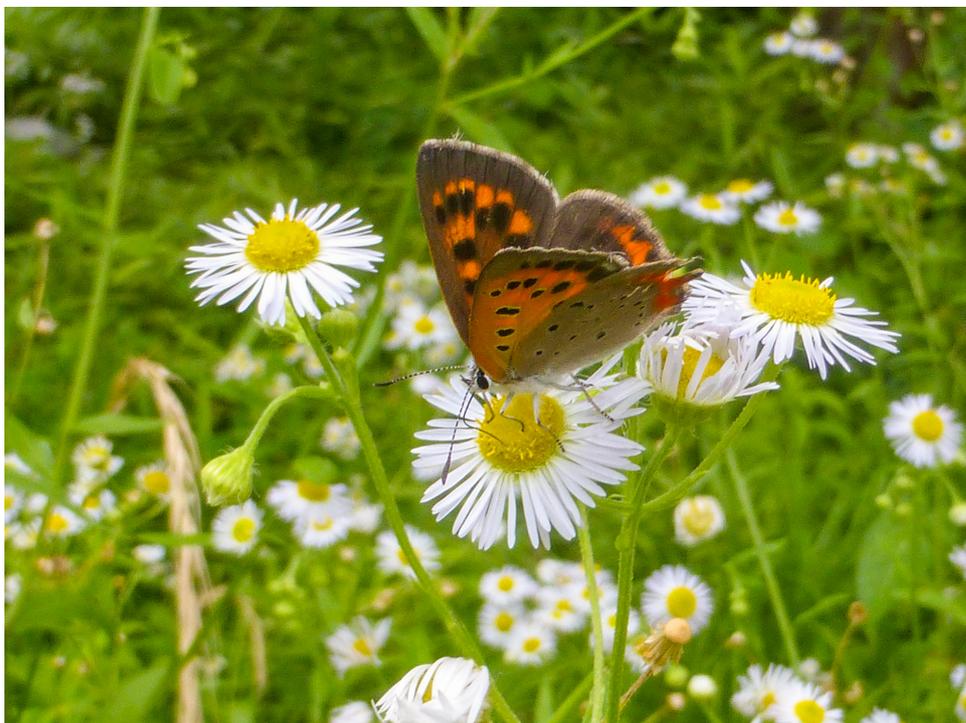
甕の中鈴虫の音に耳すます

川田 勝美

塩水に一匹別居の金魚生きよ

真田 宗興

## 写友会



撮影場所：小石川植物園

### 「昆虫百万種の中の一匹」 渡辺 克司

環境に馴染み、自由奔放に悠然と舞い一生を楽しみ種族を増やしていく蝶達や昆虫達。  
環境を破壊し身勝手な創造を繰り返してきた人類は果たして「地球征服成功者」であったのだろうか？

# 事務局通信



## ◆行事報告

第211回 理事会	出席者	
9月14日(木)15:00~17:00	福祉センター江戸川橋	14
	オンライン	4
会報委員会		
9月11日(月)10:00~13:00	事務局	7
9月18日(月)	メール交換	7
広報委員会		
9月8日(金)10:00~10:50	事務局	1
	オンライン	10

## ◇一般部会

第801回講演会		
9月6日(水)14:00~16:00	日比谷図書文化館	35
	オンライン	43
講師	明治学院大学客員教授、 国家基本問題研究所理事、元内閣官房参与、 元駐スイス大使 本田悦朗氏	
演題	アベノミクスを貫徹せよーその実績と今後の課題ー	

第578回研修見学会		
9月7日(木)8:00~18:30	赤城乳業(株)本庄千本さくら 「5S」工場・本庄早稲田の杜ミュージアム・忍城址	24

第240回懇親ゴルフ会		
9月10日(日)	利根パークゴルフ場	14

## ◇監査部会

第362回監査セミナー		
9月21日(木)14:00~16:30	日比谷図書文化館	30
	オンライン	50

(会場:体験4名 オンライン:特別聴講A定期1名、特別聴講B定期1名、含む)

講師	青山学院大学法学部教授、 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士 浜辺 陽一郎氏
テーマ	監査等委員会設置会社と比較した監査役会 設置会社の利害得失の再検証

23年度第3回監査基礎講座		
9月27日(水)14:00~17:00	文京区民センター	19
	オンライン	18
	(オンライン:特別聴講B定期1名、含む)	

発表者	アップセルテクノロジー(株) 監査役 森川英治
テーマ	監査役職務確認書について

23年度第2回会計基礎講座		
9月13日(水)14:00~17:00	オンライン	34

講師	元(株)三菱電機ライフネットワーク 監査役 松岡尚登氏
テーマ	監査役のための財務会計・管理会計の基礎 ～ 経理部門出身でない監査役のための経理 講座 ～後編

## 第277回監査実務研究会

9月29日(金)14:00~17:00	文京シビックセンター	15
	オンライン	20
	(オンライン:特別聴講B定期1名、含む)	
問題提起者	元日本オキシラン(株)常勤監査役 板垣隆夫氏	
コーディネータ	元石油資源開発(株)常勤監査役 下村恒一氏	
テーマ	組織の私物化に監督・監査の立場からどう 対応すべきか	

## 第124回監査技術ゼミ

9月1日(金)14:00~17:00	文京シビックセンター	11
	オンライン	40
	(オンライン:特別聴講B定期1名、含む)	
講師	KPMGコンサルティング アソシエイトパートナー 水戸貴之氏	
テーマ	経営問題としての品質コンプライアンス	

## ◇生涯学習部会

句遊会 例会		
9月6日(水)13:00~15:00	菱友会会議室	10
写友会 例会		
9月27日(水)13:30~17:00	文京区民センター	18
画友会 例会		
9月11日(月)13:00~16:30	文京シビックセンター	7
楽友会 音楽鑑賞会		
9月13日(水)13:00~15:00	福祉センター江戸川橋	15+6
例会		
9月13日(水)15:00~16:30	福祉センター江戸川橋	15
棋友会 合宿		
9月18日(月/祝)~19日(火)	鴨川グランドホテル	7
例会		
9月27日(火)13:00~17:00	六甲クラブ	4

## ◇同好会

楽器演奏同好会		
9月24日(日)13:30~16:30	横浜練習会場	10
エッセイクラブ		
9月20日(水)11:30~13:30	如水会館	7
ウォーキング同好会		
9月9日(土)10:00~12:00	築地~月島	10
江戸文化研究会		
9月16日(土)15:00~17:00	文京区民センター	11+5

## ◆会員・会友異動

(新入会員)	
○高木晴彦	セイコーグループ(株) 常勤監査役
○太田行信	ペッパーフードサービス(株) 常勤監査役 (会員から会友へ)
○中井淳夫	元(株)三通
○藤野晴也	元(株)ソミックマネジメントホールディングス
○佐々木淳	(株)エルタス東北 顧問 (退会会員)
○西本 浩	ピジョン(株) 常勤監査役

会員	会友	計
196	144	340

2023年9月末現在

## 編集後記

☆浜辺陽一郎先生の講演は、監査役と監査等委員を多面的に比較しており、実務の指針として活用できます。  
☆本田悦朗氏の講演は、日本経済におけるアベノミクスの実績と意義を強調しており、今後の日本を展望する  
うえで参考になります。☆心配されたコロナ第8波も山を越え、長く続いたパンデミックも収束しつつありま  
す。当会の活動も本格化し、さらに新たな工夫も加わっているのも頼もしく思います。(中山祐伸)